

第 3 回 新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会 議事次第

日時：令和 2 年 5 月 1 1 日（月）

1. 議題

- (1) 新たな畜舎建築基準等のあり方について
- (2) その他

(配布資料)

- 資料 1 議事次第
- 資料 2 委員名簿
- 資料 3 - 1 これまでの御指摘と対応方向
- 資料 3 - 2 中間とりまとめ（案）

(参考 1) 畜舎建築基準等検討委員会における検討について

新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会

- 砂金甚太郎 全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
- 河野 守 東京理科大学工学部第二部建築学科教授
- 齋藤 一志 (株) 庄内こめ工房代表取締役、(有) いずみ農産取締役
- 坂本 修三 坂本産業(株) 代表取締役社長
- 清家 剛 東京大学大学院新領域創成科学研究科社会文化環境学専攻教授
- 高橋 利己 北海道建築士会遠軽支部長、高橋建築コンシール
- 田畑 佑介 (株) タバタ代表取締役
- 中野 隆二 (有) フォルムデザイン代表取締役
- 林 いづみ 桜坂法律事務所弁護士
- 藤田 毅 (有) フジタファーム代表取締役
- 本川 和幸 (有) 本川牧場代表取締役社長
- 三浦 啓 北海道建築士事務所協会副会長、三浦建築設計事務所
- 森 暢郎 (公社) 日本建築家協会副会長
- 森田 茂 酪農学園大学農食環境学群循環農学類教授
- 山氏 徹 全国肉牛事業協同組合理事長

(五十音順、敬称略)

これまでの御指摘と対応方向

2020年5月11日
農林水産省生産局畜産部

1. 第2回検討委員会でお示した新制度のイメージ

事業者

畜舎の利用に関する計画

- ・ 飼養する家畜の種類
- ・ 畜舎の規模、敷地の所在
- ・ 当該畜舎を利用する期間
- ・ 畜舎に立ち入る人数・時間
- ・ 利用計画の終期



等

計画に問題がない場合

行政

- ・ 上記の計画が適切であること
 - ・ 事業者が家畜排せつ物処理法等の法令に違反していないこと
- 等を確認

左記を満たす計画に基づく畜舎等の建築を行う場合には新制度の選択が可能

- ・ 関係市町村の同意
 - ・ 当該畜舎等が、
 - ・ 新制度に基づくものであること
 - ・ いつまで存続するか
- について掲示



行政

- ・ 計画通りに利用されているか等
- について、定期に確認

2. 第2回検討委員会でいただいた御意見と対応方向①

<新制度の位置付け>

主な御意見

- 事業者が新制度を選択することが可能ということが重要
- 畜舎のように用途が限定されているものについて、畜舎の利用に関する基準(ソフト基準)を遵守することを要件として建築基準法とは別の枠組で規制することは合理的
- ソフト基準には、労働コストの低減につながる省力化に係る取組のほか、災害に対する備えに関する取組を定めるべきではないか
- 新制度で建築する場合、大規模なものについては都市計画区域外とするなどの配慮が必要ではないか

対応方向

- 新制度の利用は事業者が新制度または建築基準法を選択できる制度とする
- ソフト基準については、第2回検討委員会でお示した畜産振興の観点から定める基準(家畜排せつ物の適切な処理や省力化に関する事項)に加え、防災の観点からの基準(避難路の確保や避難手順の確認等)も盛り込む
- 第2回検討委員会でお示したとおり、新制度の適用対象地域は、市街化区域・用途地域等外に限定

2. 第2回検討委員会でいただいた御意見と対応方向②

<構造基準の緩和>

主な御意見

- 現行の畜舎建築基準、特に外力に対する基準については、既に限界まで緩和されているのではないか
- 更に緩和するのであれば、建築基準法で求められている安全性とは異なり、最低限確認する部分と、これ以上はいらぬところを明確化すべき
- 従業員を保護する観点からも緩和する場合、例えばどれぐらいの震度まで耐えられるのか等を明確化すべき
- 畜種ごとに事情が異なるのであれば、畜種ごとに基準を作ってはどうか

対応方向

- 新制度の対象となる畜舎は、平屋に限定することとし、高さ、軒高については、国内で実績のある工作物扱いとなっている膜構造畜舎の高さ等を参考に検討
- 構造基準の緩和に当たっては、畜産振興の観点から設ける基準に加えて、畜舎内の滞在密度の制限、避難路の確保などのソフト基準に基づき対策を強化し安全性を確保
- 建築人件費や工期・施工瑕疵を削減する観点から、プレハブ(ユニット)工法モデルも含めて検討
- 畜種固有の事情があれば、新制度の中で対応(告示等を想定)

2. 第2回検討委員会でいただいた御意見と対応方向③

<手続きの簡素化等>

主な御意見

- 畜舎とロータリーパーラー等の建物を通路でつないだ場合に一つの建物とみなす建築基準法の考え方をとるべきではない
- 木造500㎡、その他200㎡で必要な手続きに差を設けるのではなく、家族経営に資する観点から、平均的飼養規模に必要な1000㎡を基準として手続きに差を設けるべき

対応方向

- 畜舎と構造上独立している(基礎を共有しない、相互に力が伝わらない)と考えられるロータリーパーラー等については、新制度においては一つの建物とは扱わない方向で検討
- ハード基準の確認を要する面積については、現行建築基準法の木造500㎡、その他200㎡を大幅に引き上げ、手続きを簡素化すること検討

2. 第2回検討委員会でいただいた御意見と対応方向④

<コスト削減について>

主な御意見

- 建築コストの削減とともに、省力化などにより労働時間を低減させて経営コストを削減することが重要
- 建築コストに与える影響は、荷重等の低減による構造基準の緩和よりも、職人不足による要因の方が大きい
- 海外で利用されている畜舎を我が国でも導入できるようにJIS規格以外の海外規格の部材を農林水産大臣が指定する形で使用できないのか
- 実質的にJIS規格以外の資材が利用困難な理由は何か

対応方向

- 畜舎で使用される部材及びシステム(海外製ドーム畜舎のようなユニット)については、建築コスト削減効果の高いものを優先する形で強度試験等を行い、農林水産大臣が指定して使用できる方向で検討
- ※ 海外の畜舎等を輸入している業者からヒアリングしたところ、JIS規格の同等性の評価にあたっては、JIS認定機関での材料の物性実験データが必要となるが、試験にかかるコストも膨大になるため、一企業単位での標準化への取組は困難との意見があった

2. 第2回検討委員会でいただいた御意見と対応方向⑤

<新制度の運用>

主な御意見

- 新制度の運用にあたっては建築士が関与するのであれば、新制度と建築基準法の違いが分かるような形で示されるべき
- 新制度に基づき建築士が設計した緩和された構造基準による畜舎の安全性について、建築士が保証するという形にならないようにすべき

対応方向

- 新制度の対象となる畜舎は、新制度の施行後に新築、増改築(既存畜舎部分についても新基準への適合が必要)されるものに限るものとし、新制度の施行に当たっては、建築基準法との相違点の周知に十分に時間をかけることとする
- 新制度に基づく畜舎は建築士の設計に基づき、建築されたものに限るものとする。また、新制度に基づく基準は農林水産大臣が示すこととし、新制度に基づく畜舎を建築する事業者はその構造基準の趣旨を理解した上で自らの責任で建築することとするよう、制度を周知する

中間取りまとめ(案)

2020年5月11日
農林水産省生産局畜産部

中間取りまとめ①(制度の位置付け、対象畜舎、手続等)

- 新制度は国際競争力の強化に向けた畜産振興及び建築・経営コスト削減の観点から位置付け、一定の安全性を確保した上で建築基準法の特例として措置し、一定の基準を満たす事業者(畜産農家等)のみ新制度の活用を選択可能。
- 畜産農家等からの要望を踏まえ、新築・増改築の際に事業者が、「新制度による基準」又は「建築基準法による従来の基準」を選択できる仕組みとする。
- 新制度に基づく基準は農林水産大臣が示すこととする。
- 新制度による基準の概要
 - ① 対象畜舎
 - ・ 新制度の対象となる施設は、畜舎(家畜の飼育施設)及びその関連施設(たい肥舎及び搾乳施設)とし、それが建築基準法上の建築物か工作物かは問わない。
 - ・ 対象の畜舎は新制度施行後に新築、増改築(既存畜舎部分についても新基準への適合が必要)されるものに限る。また、建築士の設計に基づき、建築されたものに限る。
 - ・ 市街化区域と用途地域等を除いた地域に建築される平屋の畜舎を対象とし、高さ、軒高は、今後検討する(現行建築基準法の下で緩和措置が適用される高さは13m、軒高は9m)。
 - ・ 延べ床面積の上限は定めない。
 - ② 手続
 - ・ 新制度において、畜舎の利用に関する計画及び畜舎の設計に関する計画を事業者が作成し、行政はその内容がそれぞれソフト基準及びハード基準を満たしているか確認。
 - ・ ハード基準の確認手続については、一定の基準を満たすものは除外するなど手続等の簡素化を行う。
(例:ハード基準に関する確認が不要となる面積(建築基準法では木造500㎡、その他200㎡)の大幅な引上げ)
 - ・ ソフト基準に従って畜舎として利用されているか等、行政が定期的に確認を行う。
- JIS部材でない部材(海外規格を満たしている部材を想定)及びシステム(海外製ドーム畜舎等のユニット)については、強度試験等を行った上で使用を認める方向で検討。

中間取りまとめ②(基準)

- 新制度を選択した場合には、下記2基準(A基準及びB基準)のどちらかを事業者が選択できる。
- 畜種固有の事情があれば、畜種ごとに必要な基準を定める。

A基準及びB基準のイメージ

A基準

簡易なソフト基準(右記)

+ 現行の畜舎建築基準に準じたハード基準^{※1,2}

⇒ A基準全体として、現行の畜舎建築基準と同等の安全性を確保(新たに手続簡素化のメリット・将来のハード基準緩和のメリット)

※1 当初は現行と同程度のものとし、現行法上の運用を明確化したものを想定

※2 A基準のハード基準は、新制度施行後に技術的な検討(実物実験等)を踏まえた上で緩和を検討

B基準

ソフト基準(右記)+新ハード基準^{※3}

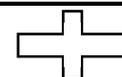
⇒ B基準全体として、畜舎に必要な最低限の安全性を確保(手続簡素化のメリットに加え、即時のハード基準緩和のメリット)

※3 畜舎の建て替えの頻度及び規模別の地震の発生頻度などを考慮し、例えば震度5強程度の地震では倒壊しないが、震度6強から7に達する程度の地震では倒壊するおそれを否定できない基準を想定し、今後リスクへの対応の在り方等を踏まえて検討

ソフト基準のイメージ

畜産振興の観点からの基準

- ・ プロセス(作業・動線)の改善や省力化機械の導入などによる作業の効率化に関する計画
- ・ プロセス(作業・動線)の改善や機械導入などに伴う作業人員の減少見込み
- ・ 家畜排せつ物の処理等、法令遵守に関する事項等



安全面からの基準

A基準：滞在密度の規制、避難路の確保等の簡易な基準

B基準：

- ・ 「B基準で建設されたものであること」の明示
- ・ 作業効率化による畜舎内滞在時間の削減などを十分加味した滞在密度の規制
- ・ 避難手順の明確化など確実な避難路の確保
- ・ 避難に時間がかかる場合等における避難スペースの確保

新基準を定める際に検討すべき事項

- 新ハード基準・ソフト基準を定めるに当たっては、農林水産省において以下の事項について検証し、具体的な案とすることが必要。

検証すべき事項

1. 新ハード基準のコストの検証

- － 作業の効率化などによる国際競争力強化の効果を最大化できる基準とする。
- － 現行の基準と比べて、基礎・構造部材等について、どれくらいの削減(量・金額)が見込まれるかを意識し、コスト削減が実現できる新ハード基準とすべき。
- － 防災の観点からの要件で必要となるコストがあった場合であっても、経営として十分なコスト削減となる新ハード基準とすべき。
- － 新ハード基準の検討に当たって、海外の畜舎の事例や、国内の膜構造畜舎の事例等を参考とするべき。
- － 基準の決定に当たっては畜産農家の意見を聴いて行うべき。

2. ソフト基準の検証

- － 防災の観点から確保する必要がある安全性は、避難路や避難スペースの確保などのモデルのほか、プレハブ(ユニット)工法を導入したモデル及び作業の効率化による畜舎内の滞在密度減を前提とするモデルなど、複数のモデルを設定して検証するべき。
- － プロセス(作業・動線)の改善や省力化機械の導入等による作業効率化などのコスト削減効果について検証するべき。
- － 基準の決定に当たっては畜産農家の意見を聴いて行うべき。

令和 2 年 4 月 27 日
国土交通省住宅局

畜舎建築基準等検討委員会における検討について

畜舎建築基準等検討委員会における検討について、オブザーバーの立場から、これまでの建築基準法、建築士法の運用に基づく経験等に照らし、以下のとおり意見を提出させて頂ければと思います。

畜舎新法の検討にあたりましては、閣議決定を踏まえ、国土交通省としても、建築基準法、建築士法の運用に基づく経験を活かしながら引き続き、農水省における検討に積極的に協力させていただくこととしております。

- 1 今回の畜舎新法の検討の契機となった規制改革会議における議論及びそれを踏まえた閣議決定の内容の方向性を踏まえれば、畜舎新法の枠組みが畜産業の振興に資するものとなることが重要と考えられます。
- 2 畜舎新法に基づく畜舎についても、建築士法に基づく資格者である建築士により設計が行われることが想定されますが、設計者が円滑に新制度を活用できるよう、既に委員からの指摘があるように、裁量性のない明確な基準を設定することが必要と考えられます。
- 3 また、B 基準のハード基準の性能を、「(中地震では損傷するが倒壊せず、)大地震で倒壊するおそれを否定できない基準」と設定した考え方について明らかになっていないため、今後、この点を明確化し、畜産関係者のみならず、建築士にも周知することが重要と考えます。B 基準のハード基準については、現行の建築基準法の求める性能よりも低い水準となるため、あくまで建築主の選択により行われるものであり、仮に B 基準で建設した畜舎に建築基準法水準の性能があれば防げたであろう被害が発生した場合に、設計した建築士が責任を問われるものでないことを明確にすることが重要と考えられます。

4 さらに、B 基準については、農水省において畜産業の振興を図るうえで必要な緩和措置として設定されたものですが、本基準の設定・活用が、コスト低減効果なども含めてどのように畜産業の振興に資することとなるのかが明らかになっておりません。今後、農水省において現場の実態を踏まえて安全性とコストの両面に配慮のうえ策定される B 基準については、ソフト基準とハード基準が相まって、コストを低減しつつ必要な安全性が確保され、畜産業の振興に資するものであることを明確化し、畜産関係者のみならず、建築士にも周知することが重要と考えます。